

近江八幡市立総合医療センター内のレストラン・職員食堂・売店出店事業者について、公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和8年4月22日

近江八幡市立総合医療センター

近江八幡市病院事業管理者 白山 武司

レストラン・職員食堂・売店出店事業者 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近江八幡市立総合医療センター（以下、「医療センター」という。）の資産の有効利用を図るとともに、医療センター利用者に対するサービスの向上及び医療センター職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

2. 公募概要

- (1) 名 称 レストラン・職員食堂・売店出店事業者公募
- (2) 内 容 別紙「仕様書」に定めるとおり
- (3) 契約期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- (4) 契約形態 医療センターとの間で施設賃貸借契約を締結する。

3. プロポーザルへの参加資格に関する事項

- (1) 法人又は個人が応募することができるが、以下の要件を満たすこと。

レストラン・職員食堂・売店を一括して運営できる法人又は個人（以下、「事業者」という。）での応募を基本とするが、複数の事業者による共同提案のグループ応募を認める。ただし、契約については、代表となる者が行い、共同事業者が行う事業について連帯責任を負うものとする。また、応募については、1事業者1応募とし、共同提案のグループ応募を行う場合は、当該グループの構成事業者は、他の応募者の構成事業者になることはできない。また、チェーン本部による応募は不可とする。実際に運営を行い一括で管理を行う者が代表となること。

共同提案による場合は、当該企業体を構成する全ての事業者が以下の要件を満たすこと。

なお、応募後において応募資格を満たさなくなった場合、（応募資格を満たさないことが判明した場合）や提出書類等への虚偽記載が判明した場合は優先交渉権者又は次点者の決定を取り消し、契約を行わない。

《要件》

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ② 自社又は自社の役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（優先交渉権者及び次点者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てを行っている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てを行っている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに近江八幡市の市税に未納がない者（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く。）
- ⑤ プレゼンテーション実施日において、近江八幡市の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑥ レストラン・職員食堂・売店の運営に必要な許可・免許等（食品衛生責任者等）を有する者を従事させることができること。
- ⑦ 令和 8 年 4 月 1 日現在、レストラン・職員食堂・売店（コンビニエンスストアを含む）の一括運営の実績を有すること。
* レストラン・職員食堂の実績には、喫茶コーナーや売店（コンビニエンスストアを含む）内でのイートインコーナーは含まない。

4. 日程（予定）

- | | | |
|------|--------------------|--------------------------------------|
| (1) | 令和 8 年 4 月 22 日（水） | 参加募集（公告） |
| (2) | 令和 8 年 4 月 30 日（木） | 現地説明会 ※参考資料は、この時にのみ配布する。 |
| (3) | 令和 8 年 5 月 15 日（金） | 公募参加意向申出書（様式 1）提出期限
質問書（様式 2）提出期限 |
| (4) | 令和 8 年 5 月 20 日（水） | 回答文書配布
公募資格確認結果通知書（様式 3）発送 |
| (7) | 令和 8 年 6 月 8 日（月） | 企画提案書提出期限 |
| (8) | 令和 8 年 6 月 18 日（木） | プレゼンテーション実施 |
| (9) | 令和 8 年 6 月 22 日（月） | 審査結果通知 |
| (10) | 令和 8 年 10 月 1 日（木） | 契約期間開始 |

5. 現地説明会

開催日時：令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 4 時

集合場所：医療センター 1 階 よしぶえホール

なお、現地説明会の参加者は一事業者あたり 3 名以内とする。

6. 質問受付方法等

本要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は質問書（様式2）を提出のこと。

- (1) 提出方法 事務局まで質問書（様式2）を紙面による提出又は、電子メールにより提出すること。

*平日に持参の場合は、執務時間（平日の午前8時半から午後5時15分まで。）内に限る。時間を過ぎて届いた場合は、無効とし回答を行わない。

*電子メールにより提出する場合は、送受信確認のため、担当者宛てに送信した旨の電話連絡を入れること。（上記、最終日は午後3時までとする。）

- (2) 提出期間 令和8年5月15日（金）午後3時（必着）

- (3) 回答方法 提出された質問書については、一括して回答書を作成し、令和8年5月20日（水）午後3時までに電子メールにて、公募参加意向申出書を提出されたすべての事業者宛に行う。なお、電話等による問い合わせは受け付けない。

7. 公募参加意向の申請

- (1) 提出方法 事務局まで公募参加意向申出書（様式1）及び下記の添付書類を提出すること。提出方法は持参・郵送等のいずれでも可とする。公募参加意向申出書の提出に基づき医療センターが発行する公募参加資格確認結果通知書のない事業者は、企画提案書の提出ができない。また、複数の法人等の企業体で応募される場合は構成員ごとに添付書類が必要となるので、代表企業が取りまとめて提出を行うこと。

- (2) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後3時（必着）

[添付書類]

①法人の場合は登記簿謄本・定款・規約等（いずれも写しで可）、個人の場合は本籍地の市町村で発行を受けた住民票（いずれも3ヶ月以内に発行されたもの）

②納期が到来した直近の国税及び本市市税の納税証明書（写し可）

*国税については、以下のとおり所管税務署が発行する納税証明書を提出すること

・法人の場合…「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）

・個人の場合…「所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の2 未納のないことの証明）

③財務諸表（直近2年分）

・法人の場合…貸借対照表、損益計算書

・個人の場合…収支計算書

④食品営業許可書又は飲食店営業許可書の写し

⑤病院施設内でのレストラン・職員食堂・売店（コンビニエンスストア等）の一括運営の実績（任意様式で可）。公告日時点で契約等が行われているものに限る。

⑥会社概要（パンフレット可）

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出方法：持参又は郵送等（ただし、持参の場合は最終日を除き平日の執務時間内とし、土曜日、日曜日及び祝祭日は受付を行わない。郵送の場合は郵便書留に限ります。）により、下記事務局まで提出のこと。なお、分割提出は不可とする。
- (2) 提出期限：令和8年6月8日（月）午後3時必着
*いかなる理由においても提出期限後の到着分は受付を行わない。
- (3) 提出書類：プレゼンテーションの資料（様式自由、サイズはA4）
賃借料見積書（様式自由）
- (4) 提案内容：評価項目・評価基準に沿った企画提案をはじめ、運営にかかる基本的な考え方等
- (5) 提出部数：各7部

9. プレゼンテーションならびに審査方法

(1) プレゼンテーションの実施

日 時 令和8年6月18日(木) 午後を予定

*プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とするが、開始時刻については企画提案書提出期限経過後に確定し、通知を行う。

会 場 医療センター1階 よしぶえホール

時 間 事業者1者につき 発表20分以内 質疑応答15分以内
(別に準備、片付けで各5分以内)

説明者 事業者1者につき5名以内の参加とする。

説明者は、医療センターでの店舗運営に直接関与する人（責任者、チーフなどマネジメントに関与する者）が行うこと。

備 考 ・プレゼンテーションに使用される OA 機器について、プロジェクター、スクリーン、テーブル、椅子等は医療センターが準備するが、パソコン等必要となるものは持参のこと。

・プロジェクターへの接続はD-SUB15ピン、HDMI いずれも可。

・プロジェクターと PC の相性の関係からまれに画面が正常に表示できない場合がある。その際は、医療センターが用意する PC でプレゼンを実施することとするためその際に使用するプレゼンデータを入れた USB を準備のこと。

(2) 審査方法、評価項目、評価基準

●審査方法

① 選定委員会委員（以下、委員という）は企画提案書及びプレゼンテーションに基づき評価基準毎に以下のとおりの5段階で評価を行う。

- ・ A（5点）想定より非常に優れている。
- ・ B（4点）想定より優れている。
- ・ C（3点）想定される範囲内である。
- ・ D（2点）やや劣っている。
- ・ E（1点）劣っている。

評価に配点を乗じた数値を各評価基準の点数とする。また、その合計を各委員における事業者の企画提案書及びプレゼンテーションの評価点とする（評価項目1～8）。

- ② ①の点数の全委員平均を事業者の企画提案書及びプレゼンテーションに基づく評価点とする。
- ③ ②の評価点に評価項目9出店実績、10賃貸借料の点数を合算した点数が最高点の事業者を優秀交渉権者とし、次に点数が高い者を次点者とする。最高点が複数の場合は、選定委員会での協議の上、順位を決定する。
- ④ ただし、②の評価点が78点（60%）以上でなければ、交渉権者として認めない。
- ⑤ 参加事業者が1者の場合も選定を行うこととする。

なお、選定委員会での審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。選定結果で公表する内容は、以下のとおりとし、近江八幡市立総合医療センターホームページに掲載する。また、公表する点数は評価項目1～10の合計点数のみとし、各配点事項の点数等の詳細については公表しない。審査方法④により、合計点数が上位であっても、最優秀提案事業者、次点者とならない場合がある。その場合においても詳細については公表しない。

○公表内容

優先交渉権者及び次点者の名称及び評価点数

●評価項目、評価基準

評価項目	評価基準	配点	評価点
1 店舗の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の提供に貢献する店舗としてふさわしい運営方針を掲げているか。 ・従業員（正規・非正規）に対する各種研修や教育が適切に行われるか。 ・食の衛生管理（食中毒・異物混入等）への対応は十分か。 	2	10
2 店舗施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションに配慮した店舗とし、全ての利用者が快適に利用できるか。 	2	10
3 取扱い商品・メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○レストランについて ・メニューはバラエティーに富んだ内容となっているか。 ・現金以外の支払い方法が用意されているか。 	2	10
	<ul style="list-style-type: none"> ○職員食堂について ・メニューはバラエティーに富んだ内容となっているか。 ・毎日利用する職員に対しての工夫がされているか。 ・現金以外の支払い方法が用意されているか。 	2	10
	<ul style="list-style-type: none"> ○売店について ・利用者に配慮した多様な商品構成となっているか。 ・医療センターからの要請に対し、取扱い商品・メニューへの反映をはじめ、店舗運営に反映できるシステムが整っているか。 	3	15
	<ul style="list-style-type: none"> ○入院セットについて ・利用のパンフレットは、説明が利用者にとって理解しやすいか。利用を促進する説明がなされているか。 ・入院セットが利用者の利用方法に合わせて、多数のセットがあるか。 ・運用する病院職員の負担が少なくなるような提案であるか。 	3	15

		○自動販売機の設置について ・自動販売機の内容は、充実しているか。 ・食料品の自動販売機は軽食としての内容が含まれているか。 ・利用しやすい機器であるか。	1	5
4	利用者ニーズへの対応	・利用者のニーズを収集し、分析のうえ店舗運営に反映できるシステムが整っているか。	2	10
5	災害拠点病院内の店舗としての対応	・災害拠点病院内の店舗としてふさわしい内容の提案があるか。	2	10
6	本市への貢献	・地産地消の推進をはじめ従業員の地元採用等、地域経済の発展に対する提案はあるか。 ・環境への配慮をはじめ、本市の各種施策に対する提案があるか。	2	10
7	仮設店舗計画	・現行のレストラン・職員食堂の完全撤退に1週間、売店事業者の完全撤退に3週間で設定し、本格的な店舗運営を開始するまでの間、利用者に配慮した仮設店舗計画（期間・配置スペース・営業時間等）となっているか。 *仮設店舗用のスペースは仕様書2（2）以外に確保することはできない。 *患者向け医療消耗品を扱うことから、売店の営業を最優先とすること。	2	10
8	その他	・優れた独自の提案があるか。	3	15
9	出店実績	・他病院へのレストラン・職員食堂と売店の一体的な出店の実績数により以下のとおり評価する。公告日時点で契約が行われているものに限る。 *喫茶コーナー、イートイン等の運営形態は除く。 A. 26施設以上 10点 B. 16から25施設 8点 C. 11から15施設 6点 D. 6から10施設 4点 E. 1から5施設 2点	2	10
10	施設賃借料率	・レストラン・職員食堂及び売店の総売上額を基本とした納付率で評価を行う。なお、評価については以下のとおりとする。 A. 参加者の中で一番高い 10点 B. 平均率より高い 8点 C. 平均率と同じ 6点 D. 平均率より低い 4点 E. 参加者の中で一番低い 2点 *A, Eの評価については参加者が3者以上の場合に適応することとする。 *評価対象とはしないが、仮設店舗期間中の提案も行うこと。	2	10
合 計				150

10. 審査結果の通知

審査結果は、すべての事業者に書面にて通知を行う。

11. 契約の締結

優先交渉権者と協議を行い、賃貸借契約を締結するものとする。

優先交渉権者との交渉・契約が不調となった場合には、次点者と交渉とする。

12. 提案の辞退

公募参加意向申出書（様式1）提出後に参加を辞退する場合は、理由書を添えて早々に辞退届を提出すること。辞退をした場合でも、今後貴社が不利益な取り扱いを受けることはない。

なお、辞退届並びに理由書は自由様式としますが、社印等を押印すること。

13. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 各種提出物の提出期限経過後に提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 公共事業に関して違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (8) その他、当該要領に基づいていない場合

14. その他

- (1) 本プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (2) 本プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。
- (3) 既存資料の閲覧については質問受付期間に限り受付をし、開示可能な資料であれば、回答と同じ手順によって公開する。ただし、ページ数が多量となる資料については、医療センターでの閲覧という方法をとることもある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの事業者の負担とする。
- (5) 企画提案書の著作権は、それぞれの事業者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された企画提案書の著作権は医療センターに帰属するものとする。
- (6) 提出された企画提案書の返却はしない。
- (7) 医療センターとの協議に基づく企画提案内容の変更を除き、提案内容の変更は認めない。ただし、医療センターがやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (8) 本プロポーザルに係る個別の説明会は開催しない。質問がある場合は、当該要領に基づき質問書（様式2）を提出すること。なお、質問がない場合は提出の必要はない。
- (9) 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。
- (10) 現在の店舗運営事業者との業務の引き継ぎに関する費用は事業者の負担とする。

15. 事務局

〒523-0082 近江八幡市土田町 1379 番地

近江八幡市立総合医療センター 事務部総務課（担当：森）

TEL：0748-33-3151

E-mail：030202@city.omihachiman.lg.jp